

# 東京都北区立谷端小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年6月1日策定

令和4年6月1日改訂

令和6年10月3日改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、北区立谷端小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめは全ての児童及び学校に起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、担任（学年主任）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置します。

## 3 いじめの未然防止

特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、児童一人一人のものの見方や考え方、価値観等を理解すると共に、全児童に対して人権意識の涵養及び情報モラルの習得、正しい判断力の向上を図っていきます。

## 4 いじめの早期発見、早期対応等に関するシステム（別紙）

## 5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## 6 保護者や地域との連携

- (1) 保護者に対しては、道徳授業地区公開講座講演会や、教育講演会の実施等によって児童に関心をもち、心の変化に気付くことができるようにするとともに、児童の努力する姿をしっかり認めて褒めること、いけないことを行った時にははっきりと叱るといったことが日常的に実現できるよう充実した啓発活動を展開します。生徒指導提要にもあるように、ご家族皆様の子育てへの積極的参加について、学校としてその実現を強く求めています。
- (2) 地域に対しては、児童への積極的なあいさつや声かけについて依頼するとともに、公園や近隣等で困っている児童を見かけた場合は、積極的な声かけ、学校（保護者）への連絡をお願いしてまいります。

## 7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促していきます。

## 8 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について校内で自己評価を行い、学校関係者評価と併せ、その結果を公表します。